平成２７年（フ）第１８１号
長崎県長崎市小江原４丁目42番４－802号
債務者　津田　雅徳
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８３号
長崎県長崎市岩屋町４番27号
債務者　吉村　美加
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
沖縄県豊見城市字豊見城138番地　コーポみなもと３－Ｃ
債務者　山城　善紀
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１９９号
沖縄県那覇市泊１丁目９番地７　タカダ泊マンション105
債務者　仲間　勝子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２４１号
沖縄県那覇市字安里99番地１　Ｃａｓａ　Ｔｏｌｅｄｏ　602
債務者　師村　　百
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第８０号
北海道勇払郡安平町早来大町99番地28　早来あけぼの公営住宅　Ｂ棟202号室
債務者　藤田　陽子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第８１号
北海道苫小牧市日吉町２丁目４番５号　サウンドレイ101
債務者　板倉　昭絵
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第８３号
北海道苫小牧市緑町２丁目20番２号　小岡マンションＣ－13
債務者　堀　　綾香
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１２８号
仙台市宮城野区小鶴２丁目３番30号　メゾン柴田110
債務者　小山田　紘
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４６１号
仙台市若林区新弓ノ町39番地
債務者　平塚　和歌
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４６６号
仙台市若林区沖野３丁目10番92号　加藤アパート202
債務者　大和田雪枝
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４７９号
仙台市太白区八木山松波町７番31号　ヴィーナスハイツ202
債務者　黒川　幸子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４９４号
仙台市宮城野区田子１丁目25番６－404号
債務者　三浦　幸紀
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４９５号
仙台市宮城野区田子１丁目25番６－404号
債務者　三浦　美紀
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５０６号
仙台市太白区金剛沢１丁目10番15号　ヴィーブルＢ103
債務者　阿部ひろみ
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
秋田市河辺和田字和田197番地７
債務者　鎌田　慶栄
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７７号
福島市森合字蒲原18番地の33
債務者　渡邉　美和
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１１２号
茨城県結城市大字結城7311番地４　コンフォルトメゾンＢ101
債務者　津野　雅男
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部